

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ハイチ	食糧援助に関する日本国政府と ハイチ共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	360,000千円 H20.3.21まで	H19.3.22 ポルトー フランス で (同日)	中川幸子在ハイチ 本側代理大使 臨時代理 ジャン・シェナ ルト・クレリスメ外務・ 宗務大臣	H19.4.3 210号
ハイチ	食糧援助に関する日本国政府と ハイチ共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	480,000千円 H20.3.31まで	H19.12.3 ポルトー フランス で (同日)	中川幸子在ハイチ 本側代理大使 臨時代理 ジャン・シェナ ルト・クレリスメ外務・ 宗務大臣	H19.12.13 679号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。